

令和 6 (2024) 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： みよし市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	75.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.5	%
全職員	80.7	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	89.9	%
本庁課長相当職	86.4	%
本庁課長補佐相当職	94.6	%
本庁係長相当職	93.8	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	102.9	%
31～35年	93.1	%
26～30年	88.3	%
21～25年	87.7	%
16～20年	84.4	%
11～15年	80.6	%
6～10年	88.0	%
1～5年	68.0	%

【説明欄】

- ・給与水準が比較的低い会計年度任用職員が含まれる「任期の定めのない常勤職員以外の職員」における女性職員の割合が 81.7%であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 82.2%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。